平成２７年（フ）第６４号
愛媛県新居浜市徳常町４－154、前住所愛媛県新居浜市西原町２丁目２番165号
債務者　梶原　直子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３号
福井県小浜市後瀬町４番３号―302号
債務者　田村　泰三
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１１７号
三重県桑名市新町61番地１、前住所三重県桑名市長島町押付529番地３　ラヴィエール長島1301号
債務者　山本　尚久
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
熊本県宇城市松橋町松山3591番地３　グリーンハイツ１Ｆ、前住所熊本県合志市須屋1368番地６　カルムボヌール201号
債務者　田頭　　翼
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
大分市大字皆春830番地の１　ＷｉｎｄｓＫｅａ－ＬａｎｉＢ102
債務者　阿南　利幸
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７３号
大分県由布市挾間町東院1754番地37
債務者　岩﨑　りか
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８３号
熊本市西区池田２丁目56番１－102号
債務者　矢野紀代子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字久富14番地４
債務者　斎藤　尚子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字林崎62番地の４
債務者　家田　明則
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
熊本県荒尾市四ツ山町２丁目８番10号　泉コーポ203号
債務者　石田くるみ（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６４１号
名古屋市中川区中郷５丁目89番地　グランデールＡ・Ｓ203
債務者　木幡　良寛
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２９７号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代736番地３ライフラインビル４Ｆ
破産者　株式会社ライフライン
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２１号
福岡市博多区博多駅東２丁目２番11号
破産者　株式会社ケイズホールディングス
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２８号
福岡市南区塩原３丁目22番27号
破産者　有限会社塩原ふじ屋酒店
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２９号
福岡市博多区竹下４丁目６番27号
破産者　有限会社竹下ふじ屋酒店
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４６号
福岡市中央区桜坂２丁目10番30号
破産者　株式会社コア・カンキョウサイン
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５４号
福岡県古賀市谷山1053番地１
破産者　有限会社ロッキー技研
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部